

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 事（事務担当）	磯 川 湧 生

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和4年1月20日(木) 午後2時00分から午後2時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1、2-2</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 30号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 31号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 32号 買受適格証明願(3条許可)</p> <p>日程第 5 決定第 10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主事 磯川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午後2時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和4年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は(15名中14名)で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p>

<p>会長</p>	<p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 8番 加藤 博由 委員</p> <p>議席番号 9番 伊藤 里海 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件</p> <p>議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・6件</p> <p>議案第32号 買受適格証明願(3条許可)・・・・・・・・・・1件</p> <p>決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・14件</p> <p>専決報告 1.農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・11件</p> <p>2.農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・4件</p> <p>報 告 1.農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・8件</p> <p>2.農地改良届出書・・・・・・・・・・1件</p> <p>それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第30号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号1番から4番の譲受人はどういう方ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>他市町村にて農地を所有しており、農業を営んでいる方です。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご質問は宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。なお、議案番号4番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号4番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、議案番号 4番 の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子の3人で生活しております。子どもが成長するにつれて手狭になってきており、自己用住宅を建築する計画を立てました。できるだけ本家に近い場所で建築し、親族助け合って生活したいと希望しております。申請者夫婦は自己所有地がなく、本家の祖母や父に相談したところ、父所有の土地への住宅建築を勧められました。その中で申請地に建築することを勧められました。申請地は、住宅を建築しても、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 4番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請 4番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>

会長	<p>続きまして、議案番号 1 番から 3 番、5 番、6 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、昭和 55 年より住所地である申請地の北側にて、夫婦と娘の 3 人で暮らしています。平成 12 年の県道の拡幅に伴い敷地が狭くなったため、2 台分の駐車スペースはとても狭く非常に危ない状況で駐車しています。来客用の駐車スペースもなく困っています。また、物干し場も狭く庭と呼べる場所がない状態です。このような状態を解消するため、自宅南側の土地所有者に相談したところ譲っていただけることとなりました。申請地は、自宅に隣接しており、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、庭敷地及び駐車場として利用する計画です。</p> <p>（2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、平成 7 年より住所地である申請地の北側にて、次男家族と同居し 6 人で住んでおります。計 4 台の自動車を保有しており、孫が運転する年齢になってきたのもう 1 台増えることが予想されるとともに、別居している孫が来た時に駐車する場所も不足しています。また、平成 12 年の県道の拡幅に伴い敷地が狭くなったため、庭敷地の余地がなく非常に不便な状態です。そこで自宅南側の土地所有者に相談したところ譲っていただけることとなりました。申請地は、自宅に隣接しており、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、庭敷地及び駐車場として利用する計画です。</p> <p>（3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は豊川市にて子 2 人と家族 3 人で生活しております。申請地近くに住んでいる実家の父は、一昨年、母が亡くなってから一人で生活しております。実家の別棟で暮らしている弟も父にかかりきりになれず、父は毎日の生活に不自由を感じています。こういった状況から、できれば近くに住んで父の生活や農業を手伝いたいと考えておりました。また、昨年、自分が離婚したため、豊川市で生活する必要もなくなり、実家の近くに住むことを相談したところ、父が賛成してくれました。実家の敷地内に住居を建てることはできないため、父の所有地の中で検討し、申請地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。申請地は、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>（5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子供 1 人の家族 3 人で生活しています。将来的に 2 人目の子供も考えていますが、今の状態では住まいが手狭であり、住環境の心配事がつきません。そこで実家の両親に相談したところ、申請地に分家住宅を建ててはどうかという話になり、申請地であれば住宅敷地として使ってもよいと言ってくれました。申請地であれば、子育ての手助けを受けることもでき、将来的に両親の介護の必要が出たときには介護をできることもあり、</p>

事務局	<p>申し分のない土地です。また他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子2人の4人で生活しております。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。申請者夫婦は所有している土地はないため、両親に相談したところ、父の所有する申請地を使ってもよいとの言葉をもらいました。両親も高齢のため、何かあった際にもすぐに駆け付けられるので安心して生活ができます。また他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号1番から3番、5番、6番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請 1番から3番、5番、6番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号 買受適格証明願(3条許可)1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の出願者・土地の所在・地目・面積、備考欄を朗読及び説明)</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、証明できるものと思われます。この証明をもって、競売に参加することができ、落札後、通常どおり、農地法第3条の申請があり、許可処理がされる流れとなります。なお、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは、速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第32号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>

<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第32号 買受適格証明願（3条許可）1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定します。</p> <p>また、落札された後、農地法第3条の申請が提出され、買受適格証明願の時と相違ない場合は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から14番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第10号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から14番、全体筆数は68筆、面積は77,191㎡です。愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、14名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和4年1月4日、愛知県農業振興基金同意は令和4年1月4日、公告年月日は令和4年1月31日、契約開始年月日は令和4年2月1日となっております。権利の内容は、賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第10号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>賛成多数ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から11番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、11件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、8件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午後 2時 20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年1月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 8番委員

加 藤 博 由

議事録署名者

議席番号 9番委員

伊 藤 里 海